

別表 1 「交付対象者区分と交付金額上限」

交付対象者区分		交付金額上限	
宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業の営業の許可を受け、専ら観光客が宿泊する施設を営む者	収容人員が100人以上の施設を営む者	1,000,000円	
	収容人員が50～99人の施設を営む者	200,000円	
	収容人員が50人未満の施設を営む者	100,000円	
飲食店 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定により飲食業の営業許可を受けている者	店舗面積が100㎡を超える施設を営む者	50,000円	
	店舗面積が100㎡未満の施設を営む者	30,000円	
サービス提供施設等	小売店等（旅行業、土産品店、物産館、直売所、工芸品店）	店舗面積が100㎡を超える施設を営む者	50,000円
		店舗面積が100㎡未満の施設を営む者	30,000円
	観光施設、娯楽施設、体験施設（製造・製作体験施設、活動体験施設、ゴルフ場、カラオケボックス、美術館、動植物園等）	店舗面積が100㎡を超える施設を営む者	50,000円
		店舗面積が100㎡未満の施設を営む者	30,000円
	交通待合所等（バス・船舶・鉄道待合所、レンタカー店）	店舗面積が100㎡を超える施設を営む者	50,000円
		店舗面積が100㎡未満の施設を営む者	30,000円
	民営公衆浴場	店舗面積が100㎡を超える施設を営む者	50,000円
		店舗面積が100㎡未満の施設を営む者	30,000円
	路線バス（市内の事業所に在籍する車両及び市内を運行する定期観光バスとして運用する車両）	1台につき	50,000円
	貸切バス（市内の事業所に在籍する車両）	1台につき	50,000円
タクシー（市内の事業者に在籍する車両）	1台につき	20,000円	

※面積要件は、観光客等が利用できる部分（客席、売り場、食堂、受付、待合所、会議室、ホール・玄関、廊下、浴室、トイレ等）をいう。

※同一の事業者が同一敷地内で複数の施設を有している場合は、1施設とみなす